

瀬戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月 2 5 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市条例第 3 0 号

瀬戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

瀬戸市スポーツ施設条例（昭和 4 5 年瀬戸市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>（趣旨）</u> 第 1 条 この条例は、<u>地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 1 項及び瀬戸市都市公園条例（昭和 3 9 年瀬戸市条例第 2 3 号）第 1 1 条の 2 の規定に基づき、スポーツ施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</u> （設置） 第 1 条の 2 <u>スポーツの普及を図り、市民の健康を増進するため、施設を設置する。</u>	（設置） 第 1 条 <u>スポーツの普及をはかり、市民の健康を増進するため、スポーツ施設（以下「施設」という。）を設置する。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。